

# 後期高齢者医療 被保険者証が変わります

現在お使いの後期高齢者医療の被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、平成24年7月31日までです。

- 平成24年8月1日からお使いいただく被保険者証はクリーム色です。
- 7月末までに、簡易書留でお送りします。
- 前年の所得状況により負担割合が変更になる場合があります。  
被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。

## ★保険料率が変わります

平成24年4月から保険料率が改定になりました。（平成24・25年度の保険料算定に適用されます。）

均等割額	41,520円
所得割率	8.41%

- ・均等割…被保険者一人ひとりに対して均等にかかるもの（所得が低い世帯の方は、世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。）
- ・所得割… {被保険者の前年の総所得金額 - 基礎控除額（33万円）} ×所得割率
- ・保険料の上限が50万円（年額）から55万円に改定されました。

### お問い合わせ先

役場健康福祉課 医療介護保険グループ 有線：31-5123／電話：54-2511  
島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話：0852-20-7526

## ～自動車運転免許証を自主返納された方への支援制度について～

高齢ドライバーによる交通事故を減少させるため、自動車運転免許証を自主的に返納する高齢者に対し、外出時の経済的負担の軽減、日常生活の利便性の向上を図ります。

※自主返納とは・・・運転免許証が失効するまでの間に、運転免許を有する本人が申請により運転免許証を運転免許センター又は警察署へ返納することです。

**支援の対象者：**奥出雲町に住所を有する満65歳以上の方で、運転免許証を自主返納してから1年を経過するまでの方。

（平成24年度は4月1日以降に自主的に有効期間内のすべての運転免許を返納された方が対象です。）

**支援の内容：**3万円の範囲内で次のものから希望するものを選択し、1回のみ申請できます。

- 高齢者生活交通サポート事業利用券の交付（奥出雲交通、町内タクシーで利用可）
- 奥出雲交通バス回数券の交付（奥出雲交通で利用可）
- 町内入浴施設の入浴料回数券（玉峰山荘、ヴィラ船通山、佐白温泉で利用可）

**手続きの方法：**役場町民課窓口へ次の書類を提出してください。

- ①高齢者運転免許自主返納支援事業申請書
- ②申請による運転免許の取消通知書の写し（自主返納時に警察署から交付されます。）
- ③返納した免許証の写し

**【お問い合わせ先】**役場町民課 町民戸籍グループ 有線31-5105／電話54-2510

## 国保コーナー 平成24年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率（額）が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

### ○保険税の本算定について

年度当初の4月から6月までの間は「仮算定期間」でしたが、今回の「本算定」により、各世帯の年税額が確定します。7月以降はその確定額から仮算定期間分の税額を差し引き、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くことになります。  
なお、最高限度額は「医療分」51万円、「支援金分」14万円、「介護分」12万円で、昨年と同額です。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率(額)	7.30%	23,400円	18,800円
	前年度比較	(0.35%増)	(800円増)	(700円増)
後期高齢者支援金分	税率(額)	2.80%	9,000円	7,200円
	前年度比較	(0.18%増)	(同額)	(200円増)
介護納付金分	税率(額)	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1【所得割】世帯の前年所得に応じた計算

※2【均等割】世帯の加入者数に応じた計算

※3【平等割】一世帯あたりにいくらと計算

### ○保険税の年額算出例

【例】4人家族で、世帯主の給与月収が25万円、配偶者、子供2人とも収入が無い場合  
＊年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）  
＊給与年収：300万円（所得に換算すると192万円）

(医療分)	・所得割	(192万円-33万円) × 7.30% = 116,070 円
	・均等割	23,400円×4人 = 93,600 円
	・平等割	1世帯あたり = 18,800 円
計		≈ 228,400 円 ①
(支援金分)	・所得割	(192万円-33万円) × 2.80% = 44,520 円
	・均等割	9,000円×4人 = 36,000 円
	・平等割	1世帯あたり = 7,200 円
計		≈ 87,700 円 ②
(介護分)	・所得割	(192万円-33万円) × 1.95% = 31,005 円
	・均等割	8,500円×2人 = 17,000 円
	・平等割	1世帯あたり = 4,600 円
計		≈ 52,600 円 ③

①+②+③で  
年税額 368,700 円  
となります。  
(昨年より約3.5%増)

※介護分は40～64歳の  
方が対象

### ○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯の前年所得が下表に該当する場合、均等割額と平等割額を軽減します。

軽減割合	前年の世帯の総所得額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+24万5千円×〔世帯主を除く被保険者数〕以下
2割軽減	33万円+35万円×〔世帯主を除く被保険者数〕以下

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年間に限り前年度所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。

③その他、一部負担金の減免制度について【新規制度】

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

### ○困窮する国保財政～医療費の抑制に努めましょう～

国保は、私たちが病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかるように、普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っていこうという医療保険制度で、各市町村が保険者となって運営しています。運営にあたっては被保険者から納付いただいた国保税と、国や県からの交付金等をもつて財源とし、医療費の支払いや後期高齢者医療保険制度に対する支援金等の費用を賄っています。

費用総額のうち2／3を占める医療費が近年非常に高い水準になっています。平成23年度の被保険者1人あたりの医療費は381,846円（暫定値）で、前年度より4.8%増加しています。医療費が上昇し続ければ国保税もそれに応じて引き上げいかなければなりません。定期的に健診を受けるなど、被保険者ひとり一人が病気の早期発見早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問い合わせ先／・資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511  
・税額関係…税務課 有線20-4255 電話52-2671